

平成22年2月18日

日本獣医師会

本部と支部の関係の考え方

- 1 本部と支部（部会や支会等の名称は問わない。以下、同様）の関係については、既に、現状の特例社団法人においても、支部は本部の組織として位置付けられ、機能すべきものとして、組織及び事務・事業運営についての一体制の確保が基本的に求められるところでもあります。
- 2 本部と支部の関係については、基本的には新公益法人制度移行に伴って新たに対応すべき課題ではありません。現状でも本部の支部（本部を形成する支部）ということであれば、本部と支部の一体制の確保が求められるところでもあります。新公益法人制度への移行を期に支部組織を含めた獣医師会組織基盤のより一層の強化を図ることにより支部機能の効果的反映を通じ獣医師会による公益活動の一層の進展を図ることが肝要であります。
- 3 従いまして、新公益法人制度への移行を期にあえて支部を単純に切り離すような対応をとることは、①獣医師会の組織基盤の強化、②獣医師会自体の公益性の確保、③課税上の課題の顕在化などの観点から、本部及び支部の双方にとってデメリットとなる旨を理解いただきたくお願いします。
- 4 本部と支部の関係については、個々の地方獣医師会の歴史的経緯の中で今日の姿関係が存在するものではありませんが、新公益法人制度への移行に当たり基本的には現状の本部と支部の関係を崩すことなく、先ずは、前記1から3の観点に立ち、組織内の合意形成と一体制の確保について取り得る最大限の会計・経理及び事務・事業運営の確保に向け見直すべきところは見直し準備を進められるようお願いします。
- 5 本部と支部の関係についての一体制確保の基本は、①本部の規約等による支部組織と運営体制の位置付けの整備（定款における支部の位置付けと支部運営規程の整備など）、②事業計画及び収支予算において本部の支部事業として計上すること、③支部から本部

への支部事業の実施状況と会計・経理の報告及び本部における報告結果の集約・整理を行うこと等にあります。

- 6 要は、①本部においては、本部の支部として支部の事業運営と会計経理の結果を把握するとともに、②支部においては、本部の支部として支部の事業運営と会計経理の結果を本部に報告することが最低限求められます。

また、支部が資産を有している場合、当該資産は本部の財産目録等に支部の資産として計上することが求められますが、これは当該資産を本部が吸収することを意味するものではないと理解します。

なお、例えば現状において支部が支部独自に共益的事業を行っており、当該事業を本部事業として計上するのを躊躇するのであれば、当該事業については、本部事業と切り分けを行い、本部の支部による事業としてではなく、別個の任意団体による事業として必要な措置（会計・経理の独自管理等）を講じた上で取り扱うことは可能です。